

## ケイパビリティ・アプローチと幸福 ーアキナスの幸福論を中心にー

佐々木 亘\*

### 1. はじめに

現代正義論における重要な理論の一つが、「ケイパビリティ・アプローチ」である。これはアマルティア・センとマーサ・C・ヌスバウムによって開発されたが、そこでおもに取り上げられるのは個人の能力・自由としてのケイパビリティである。たとえばセンは、『不平等の再検討』で「ケイパビリティは、さまざまなタイプの生活を送るという個人(person)の自由を反映した、機能のベクトルの集合である」と言っている<sup>(1)</sup>。ケイパビリティは個々人の次元で現実的になったり行ったりできるという機能の集合で、そこにその人の自由が表されている。しかし、人間は社会的存在であり、多元的で多様な複数の共同体に属している。トマス・アキナスによると、人間は、個の次元では「至福(beatitudo)」を「究極目的(ultimus finis)」として欲求する一方、共同体の部分であるかぎりには共同体の幸福である「共同善(bonum commune)」へと秩序づけられている。では、ケイパビリティ・アプローチにおいても、このような幸福をめぐる個と共同体の関係が認められるのであろうか。この報告では、かかるアプローチにおけるアキナスの現代的な可能性を探っていきたい。

### 2. アキナスにおける究極目的と共同善

まず、アキナスにおける究極目的と共同善の関係について確認していく。アキナスは『神学大全』第二一部第九〇問題第二項で、「法(lex)はつねに共同善へと秩序づけられているか」を論じており、その主文で次のように言っている。

---

\* 鹿児島純心女子短期大学教授・図書館長。

(1) Sen 1992, 40. Capability is, thus, a set of vectors of functionings, reflecting the person's freedom to lead one type of life or another. (翻訳, 60 ; 佐々木 2019b, 100) 以下, 訳は報告者による。

実践理性がかかわるところの、実践的なことがらにおける第一の根源は究極目的である。しかるに、先に示されたように、人間的な生に関する究極目的とは、「幸福(felicitas)」ないし至福である。それゆえ法は、最高度に至福へと存する秩序づけに関係しなければならない。その一方、部分はすべて全体へと不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられており、一人の人間は完全な共同体の部分であるから、法は、本来、共通の幸福への秩序づけに関係することは必然である。(中略)したがって、法は共同善への秩序づけにそくして最高度に語られる以上、特殊なはたらきに関するほかのいかなる規定も、共同善への秩序づけにそくすることなしに法としての性格を持つことはない。それゆえ、法はすべて、共同善へと秩序づけられている<sup>(2)</sup>。

実践理性は、そこに人間の倫理的意味が問われる領域において機能しており、実践的なことがらにかかわっている。かかる理性のはたらきを可能にする第一の根源が究極目的である。倫理的行為である人間的行為は幸福や至福である究極目的へと向けて成立している。すなわち、どんな行為であれ、人間が自らのはたらきの主としてなされる行為は、幸福になるためになされるのであり、そこに至福への可能性が認められなければ、原理的に主体的な行為は成立しない。したがって、「法は、最高度に、至福へと存する秩序づけに関係しなければならない」。

その一方、「部分はすべて全体へと、不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられて」いる。自らのはたらきの主権において個としての人間の超越性が成立しているが、一人の人間は共同善の部分でもある。したがって、個の次元での究極目的への運動は、何らかの仕方で、共同体の次元での共同善への運動となる。「それゆえ、法はすべて、共同善へと秩序づけられ」る。かくして人間は、個の次元では幸福や至福を究極目的として欲求する一方、共同体の部分としては共同善へと秩序づけられている。

### 3. アクィナスにおける究極目的

このようにアクィナスの倫理思想は、至福と共通の幸福である共同善という、二つの幸福をめぐって展開されている。ではまず、人間にとって究極目的とはどのような存在なのであろうか。アクィナスは『神学大全』第二一部第一問題第五項で、「一人の人間に複数の究極目的が存することができる

---

(2) *S. II-II, q. 90, a. 2, c.* Primum autem principium in operativis, quorum est ratio practica, est finis ultimus. Est autem ultimus finis humanae vitae felicitas vel beatitudo, ut supra habitum est (q. 2, a. 8; q. 3, a. 1; q. 69, a. 1). Unde oportet quod lex maxime respiciat ordinem qui est in beatitudinem. —Rursus, cum omnis pars ordinetur ad totum sicut imperfectum ad perfectum; unus autem homo est pars communitatis perfectae: necesse est quod lex proprie respiciat ordinem ad felicitatem communem.... Unde oportet quod, cum lex maxime dicatur secundum ordinem ad bonum commune, quodcumque aliud praeceptum de particulari opere non habeat rationem legis nisi secundum ordinem ad bonum commune. Et ideo omnis lex ad bonum commune ordinatur. (佐々木 2008, 58-59; 佐々木 2019a, 85)

か」を論じており、その主文で次のように言っている。

第一に、各々のものは自らの完全性を欲求するから、究極目的として欲求するところのものは、完全で自ら自身を完成させる善として欲求するものとなる。(中略)したがって、究極目的は、それ自身のほかには何も欲求すべきものが残されていないように、人間の欲求全体を満たさなければならない。このことは、もしそれのほかに何か自らの完全性に要求されるなら、あり得ないことになる。それゆえ、あたかもそのどちらもが自らの完全な善であるかのように、欲求が二つのものへと向かうということは成立し得ないことになる<sup>(3)</sup>。

「各々のものは自らの完全性を欲求する」、これがアクィナスの基本線である。すなわち、人間が何かを欲求し、その欲求にもとづいて行動するという場合、その何かを「善」として欲求し、その善を「目的」として行為が成立する。そして、このような善の系列と目的の系列がアクィナスの倫理思想の根幹をなしている<sup>(4)</sup>。

善の系列で究極に位置するのが「完全で自ら自身を完成させる善」としての最高善であり、目的の系列の究極が究極目的である。したがって、「善を目的として行為する」ところの人間的行為は、たとえそれが日常のありふれた行為であるとしても、善の系列と目的の系列から見れば、その行為は最高善を究極目的として欲求することにつながっている。すなわち、「人間が欲求するものすべては、究極目的のために欲求されなければならない」のである<sup>(5)</sup>。

「究極目的として欲求する」ということは、最終的には「完全で自ら自身を完成させる善」である最高善を欲求することであり、そこでは欲求がすべて満たされ、「それ自身のほかには何も欲求すべきものが残されていない」状態にまで行きつくことを意味している。したがって、「もしそれのほかに何か自らの完全性に要求されるなら」、まだ究極目的ではないことになる。ここから、「すべては、究極目的のために欲求され」ところの究極目的はただ一つでなければならない。逆に言うと、唯一の究極目的に到達するまで、人間の欲求が完全に満たされることはあり得ないことになる。その意味で、人間はこの世界では、到達不可能な目的へと必然的な仕方動かされているわけである。

#### 4. アクィナスにおける他者

---

(3) *S.T.I-II,q.1,a.5,c.* Prima est quia, cum unumquodque appetat suam perfectionem, illud appetit aliquis ut ultimum finem, quod appetit ut bonum perfectum et completivum sui ipsius,,,. Oportet igitur quod ultimus finis ita impleat totum hominis appetitum, quod nihil extra ipsum appetendum relinquatur. Quod esse non potest, si aliquid extraneum ad ipsius perfectionem requiratur. Unde non potest esse quod in duo sic tendat appetitus, ac si uturumque sit bonum perfectum ipsius.

(4) 詳しくは、佐々木 2005, 97-134 ; 佐々木 2008, 17-36 参照。

(5) *S.T.I-II,q.1,a.6,c.* necesse est quod omnia quae homo appetit, appetat propter ultimum finem.

では、共同善の方はどのように捉えられるのであろうか。アキナスは「全体の善がそのいかなる部分にとっても目的であるように、共同善は、共同体のうちに存在している個別的な個々のペルソナにとっての目的である」と言っている<sup>(6)</sup>。個の次元での究極目的の位置に、共同体の部分の次元では共同善が「個別的な個々のペルソナにとっての目的」として対応している。そして、このことは他者の区別から解されよう。アキナスは『神学大全』第二―二部第五八問題第五項で、「正義は一般的な徳であるか」を論じており、その主文でまず次のように言っている。

先に言われたように、正義は人間を、他者への関連において秩序づける。しかるにこのことは、二通りの仕方でありうる。一つには個別的な仕方では考えられる他者に対してである。もう一つは、一般的な仕方では捉えられる他者に対する場合で、それはすなわち、ある共同体の世話をする者は、その共同体のもとに含まれるすべての人間の世話をすることによってそくしてである<sup>(7)</sup>。

正義の特徴は他者にかかわる点であり、まさに「他者の善」である<sup>(8)</sup>。しかるに、その他者には「個別的な仕方では考えられる他者」と「一般的な仕方では捉えられる他者」に区別される。前者は自己から区別されるころの、通常の意味での他者であり、後者は「ある共同体の世話をする者」にとって共同体そのものが正義の対象として捉えられる場合の、「他者としての共同体」である。じっさい、アキナスは「人間は、自らのはたらきに関する主権を有しているが、その人間自身はさらに、他者に属する、すなわち、その部分であるところの共同体に属する」と明言している<sup>(9)</sup>。

では、「一般的な仕方では捉えられる他者」に正義はどのようにかかわるのであろうか。アキナスは先の『神学大全』第二―二部第五八問題第五項主文で、さらに次のように言っている。

- 
- (6) *S. T. II-II, q. 58, a. 9, ad 3. bonum commune est finis singularum personarum in communitate existentium, sicut bonum totius finis est cuiuslibet partium.*
- (7) *S. T. II-II, q. 58, a. 5, c. iustitia, sicut dictum est (q. 58, a. 2), ordinat hominem in comparatione ad alium. Quod quidem potest esse dupliciter. Uno modo, ad alium singulariter consideratum. Alio modo, ad alium in communi: secundum scilicet quod ille qui servit alicui communitati servit omnibus hominibus qui sub communitate illa continentur.*
- (8) *S. T. II-II, q. 58, a. 12, c. Iustitia autem laudatur secundum quod virtuosus ad alium bene se habet: et sic iustitia quodammodo est bonum alterius, ut dicitur in V *Ethic*. (これに対して、正義は、有徳なる者が他者へと良い仕方では関係づけられていることにそくして、称賛される。かくして、『倫理学』第五巻で言われているように、正義は何らかの仕方では他者の善なのである。)*
- (9) *S. T. I-II, q. 21, a. 3, ad 2. homo, qui habet dominium sui actus, ipse etiam, in quantum est alterius, scilicet communitatis, cuius est pars.*

このことにそくして、人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは正義に属することができる。このかぎりにおいて、正義は一般的な徳と言われる。また、先に述べたように、共同善へと秩序づけることが法に属していることから、それゆえ、先に言われた仕方で一般的であるとされるところのこの正義は、法的正義と呼ばれる<sup>(10)</sup>。

「ある共同体の世話をする者は、その共同体のもとに含まれるすべての人間の世話をする」という場合の他者は、他者として捉えられるところの共同体である。そして、そこでの正義は何より「共通の幸福」に秩序づけられる。じっさい、個々の人間は自らの至福へとそれぞれ個別的な仕方で運動しているが、「部分はすべて全体へと不完全なものが完全なものに対するように秩序づけられて」いるという観点から捉えるならば、そこでは全体の善である共同善が究極目的の役割を担うことになる。すなわち、共同体を他者として捉える人間は、「個別的な仕方で考えられる他者」の善へと秩序づけられるような仕方で、共同体全体の善である共同善へと秩序づけられるのである。そのため、それらの個別的な運動は、本来、共同善への運動に通じる。じっさい、人間の至福が共同体を離れて成立することはあり得ない。

かくして、「人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる」。この正義は「正義は一般的な徳と言われる」、さらに「法は共同善への秩序づけにそくして最高度に語られる」ことから、「この正義は、法的正義と呼ばれる」。法も正義もまさに「共同善への秩序づけ」を可能にするところのものなのである。

## 5. センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチ

このように、「個別的な仕方で考えられる」個の次元と、「共同体の部分」として捉えられる次元を区別することは、人間の個的超越性と社会性を両立させる上でも重要であろう。そして、かかる区別をもとに、以下ケイパビリティ・アプローチを探求していく。センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの特徴に関する両者のテキストにもとづいた部分的な考察は以前行ったので<sup>(11)</sup>、今回はこのアプローチを人間開発に応用している平位匡ケンブリッジ大学講師にそくして見ていく。彼は、Hirai 2017 の第5章「人間開発における幸福：ケイパビリティ・アプローチからの教訓(Happiness in Human Development: Lessons from the Capability Approach)」で、両者の違いを人間開発との関連から次のように言っている。

---

(10) *S. VII-II, q. 58, a. 5, c. Et secundum hoc actus omnium virtutum possunt ad iustitiam pertinere, secundum quod ordinat hominem ad bonum commune. Et quantum ad hoc iustitia dicitur virtus generalis. Et quia ad legem pertinet ordinare in bonum commune, ut supra habitum est (I-II, q. 90, a. 2), inde est quod talis iustitia, praedicto modo generalis, dicitur iustitia legalis: quia scilicet per eam homo concordat legi ordinanti actus omnium virtutum in bonum commune.*

(11) 佐々木 2019b 参照。

じっさい、センとヌスバウムによるケイパビリティ・アプローチに関する違いは、人間開発アプローチがそのどちらに妥当しているかという議論に直接結び付いている。センの相対的ヴァージョンは初期段階における人々の関与を際立たせる。これに対して、ヌスバウムの規約的ヴァージョンも同様であるが、ただ法の形成以後の段階においてである。この違いを考慮に入れると、規約的ヴァージョンの方が『人間開発報告書』の刊行と「人間開発指数」の算出により妥当しているように思われる。それらは初期の段階で普遍的規範となる基準を考慮に入れた幾人かの専門家によって提案されるからである。このような基準は、世界的な『人間開発報告書』と「人間開発指数」にとって、欠くことのできない特質であり、それらのねらいは開発の段階が大きく異なる 200 ほどの国々での人間の福祉の達成状況をまさに査定することなのである<sup>(12)</sup>。

センとヌスバウムにおけるケイパビリティ・アプローチの違いは、一言ですますなら、抽象的か、具体的かという相違であろう。センに関してイングリッド・ロビンズが「センのケイパビリティ・アプローチの重要な特徴は、その特定されていない性質である」と言っているが<sup>(13)</sup>、あらかじめリストなど決めずに「公共的推論」と「社会的評価」をもとにケイパビリティの選択とウエートづけをそのつど決めようとするのがセンのやり方だと言えよう<sup>(14)</sup>。そのため、まさに「相対的ヴァージョン」である。じっさい、センは『正義のアイデア』で次のように言っている。

- 
- (12) Hirai 2017, 128. Indeed, the difference in the capability approach between Sen and Nussbaum relates directly to the discussion of their relevance to the human development approach. Sen's comparative version highlights people's participation at the initial stage, whereas Nussbaum's constitutional version does the same but only at the stage after legislative formation. With this distinction in mind, the constitutional version seems more applicable to the publication of the global Human Development Reports(HDRs) and the creation of the Human Development Index(HDI), to the extent that they have been proposed initially by some specialists taking universal normative norms into account. Such standard is an indispensable feature of the global HDRs and the HDI, just as their aim is to make an assessment of progress in achieving human well-being for nearly 200 countries at vastly different levels of development.
- (13) Robeyns 2005, 66. One important aspect of Sen's capability approach is its underspecified character. 佐々木 2020, 164.
- (14) Sen 2009, 242. The connection between public reasoning and the choice and weighting of capabilities in social assessment is important to emphasize. (公共的推論と、社会的査定におけるケイパビリティの選択およびそのウエートづけの関係は、重要で強調すべきである。翻訳, 350 ; 佐々木 2019b, 100)

ケイパビリティという視点は、社会的な格差の査定においてはケイパビリティの不平等が中心的な妥当性を持っていることを指摘するが、しかしその視点は、それ自身、政策決定のためにいかなる特定の公式をも提案するわけではない<sup>(15)</sup>。

福祉の現場などでそこにどれだけ社会的な格差が認められるかを査定する点において、その人のどのケイパビリティがほかの人と比べて足りないかという点が示されることに大きな妥当性が見いだされる。そのため、「社会的な格差の査定においてはケイパビリティの不平等が中心的な妥当性を持って」おり、「初期段階における人々の関与を際立たせる」が、それ以上進むためには別の要素が必要となるため<sup>(16)</sup>、ケイパビリティの「視点は、それ自身、政策決定のためにいかなる特定の公式をも提案するわけではない」。以上の議論を見るかぎり、共同体を他者として捉えるという視点はセンのうちに認められない。

これに対して、ヌスバウムは中心的な人間のケイパビリティを 10 にリスト化している<sup>(17)</sup>。センはかかるリストに対して批判的であるが<sup>(18)</sup>、ともあれ、リスト化することによりヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは「特定され」ることになる。彼女は『正義のフロンティア』で、「私は、このリストが世界中の政治的原理にとって良い基礎をなすものとして正当化されると信じている」と言っているが<sup>(19)</sup>、かかる基礎は「法の形成」に通じる。したがって、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは「規約的ヴァージョン」とされるのである。

そして、『人間開発報告書』の刊行と「人間開発指数」の算出という具体的な作業においては、公共的推論と社会的評価という手続きによる「相対的ヴァージョン」よりも、リスト化した「規約的ヴァージョン」の方が妥当することになる。これらの作業は、「普遍的規範となる基準を考慮に入れた幾人かの専門家による」提案から始められるが、「開発の段階が大きく異なる 200 ほどの国々での人間の福祉の達成状況」は具体的なリストにもとづいて査定されると考えられる。そこで問われているのは、個別的な次元ではなく、共同体を他者として捉えられたところの、「200 ほどの国々」での「人間の福

---

(15) Sen 2009, 232. The capability perspective does point to the central relevance of the inequality of capabilities in the assessment of social disparities, but it does not, on its own, propose any specific formula for policy decisions. 翻訳, 336. なお、センの正義論の問題点に関しては、佐々木 2019b, 99-101 ; 佐々木 2021, 115-116 参照。

(16) 佐々木 2020, 164 参照。

(17) Nussbaum 2006, 76-78. (1. 生命(Life)、2. 身体の健康(Bodily Health)、3. 身体の無欠性(Bodily Integrity)、4. 感覚、想像力、そして思考(Senses, Imagination, and Thought)、5. 感情(Emotions)、6. 実践理性(Practical Reason)、7. 協力関係(Affiliation)、8. ほかの種(Other Species)、9. 遊び(Play)、10. 自己の環境に関する制御(Control over One's Environment), 翻訳, 90-92 ; 佐々木 2018, 110 ; 佐々木 2019, 98, 104-106.)

(18) 佐々木 2019b, 100-101 参照。

(19) Nussbaum 2006, 76. I believe that we can justify this list as a good basis for political principles all around the world. 翻訳, 95.

祉の達成状況」であり、それはまさに共同善の達成状況にほかならない。

## 6. センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおける幸福

では、両者のケイパビリティ・アプローチにおいて、幸福はどのように位置づけられているのであろうか。平位は次のように言っている。

それに加えて、徳こそ人間としての真価が問われる根本的な特質であると主張することにより、ヌスバウムはセンが提案した自立性に関する広範な擁護を受け入れることができない。ヌスバウムにとって、自立性が（普遍的規範となる説明によって支えられた）幸福の一部となるのは、ただ、他者中心的な目標が自己中心的な目標に収束する場合である。最終的な結論は、主観性に対する信憑性は幸福のために求められる客観性と手に手を取って進むということである。（中略）より広範な視点から、彼女は個人（自己）と公共（他者）との区別を容認していない。そしてそのため、個人による主観的な査定は公共による客観的な査定と同じぐらい重要となる。この点はセンと異なっており、彼は幸福の範囲に関しても査定の方法に関しても、個人と公共を明確に区別するのである<sup>(20)</sup>。

ヌスバウムはもともとアリストテレスの研究者であり、古代哲学に関しても多く業績を残している<sup>(21)</sup>。したがって、彼女における幸福理解とは、基本的にアリストテレスの倫理思想にもとづいている<sup>(22)</sup>。この点にここでは立ち入らないが、アキナスもアリストテレスに大きく依拠していることを考えると、アキナスの現代的な可能性はヌスバウムのうちに認められるように思われる。

さて、「徳こそ人間としての真価が問われる根本的な特質である」ということこそ、ヌスバウムの幸福論の中心となる。これに対して、センの立場は「幸福の範囲に関しても査定の方法に関しても、個人と公共を明確に区別する」ものである。「自立性に関する広範な擁護」を提案している点からも、ことケイパビリティ・アプローチに関しては個人を重要視しているように思われる。たしかに、『正義の

---

(20) Hirai 2017, 134-135. On top of that, by claiming virtues as a fundamental feature of human values, Nussbaum cannot accept a broad defence of autonomy proposed by Sen. For Nussbaum, autonomy is part of eudaimonia (supported by a universally normative account) only when other-regarding goals converge with self-regarding ones. The bottom line is that the reliability of subjectivity goes hand in hand with the objectivity required for eudaimonia.... More broadly, she does not allow for separation between individuals (selves) and the public (others), and to this extent subjective assessments by individuals are as important as objective assessments by public, unlike Sen who makes a clear separation between the two both in terms of the realm of happiness and the way of assessment.

(21) 報告者の研究室の書棚には、Nussbaum・Rorty 1992, Nussbaum 1994, Nussbaum 2001b のような書籍がある。

(22) この点に関しては、神島 2013, 180-194 ; 神島 2015, 179-188 参照。

アイデア』でグループのケイパビリティに言及しているが、そこで例として挙げられているのは、「アメリカ国民の軍事的戦力」と「中国人のゲームを楽しむ能力」であり<sup>(23)</sup>、またじっさい「相互に影響し合う個人の評価には深い相互依存性があることを認識しながらも、究極的な仕方で我々が求めなければならないのは個人の評価である」と言っている<sup>(24)</sup>。このように、センにおいては個人が公共から明確に区別され、その焦点は「自立性に関する広範な擁護」のもとでの個人の評価となっている。グループのケイパビリティと言ってもグループで何かを実行できる能力のことを意味しているようで、センとしての関心は個人に集中している。したがって、「共同体の部分」として共同善へと進む視点を欠いているように思われる。

ヌスバウムはかかる自立性をもとに個人と公共を区別することはしない。ただ「他者中心的な目標が自己中心的な目標に収束する場合」のみ、自立性は幸福へと結びつくのである。個人による主観性と他者や公共との関係からの客観性は「手に手を取って進む」という仕方で協調する。その結果、「個人による主観的な査定は公共による客観的な査定と同じくらい重要となる」。ヌスバウムの幸福論は、個人と公共との調和ある関係の中で、徳にそくして成立しているのである。

## 7. おわりに

ケイパビリティは、センによると「個人の自由を反映した、機能のベクトルの集合」である。そのため、「可能性」や「潜在能力」とも訳されているが、何かをなしたり、何かになったりすることのできる機能の集合という点では、あくまで個別的なペルソナの次元である。一方、ヌスバウムの「(普遍的で基準となる説明によって支えられた)幸福」とは、徳という「人間としての真価が問われる根本的な特質」にもとづく幸福であると考えられる。そして、そこに個と公共の双方がかかわる。

人間は複数の相互に影響し合っている共同体に属しており、共同体を離れては生きていけない社会的存在である。人間はたしかに個別的なペルソナであり、至福である究極目的への運動はあくまで個別的なものである。一方、「共同体の部分」という視点からは、法と正義による共同善への秩序づけが人間の別の可能性を導く。

従来のケイパビリティ・アプローチは、少なくともセンの場合は、個の評価に集中するあまり、人間の別の可能性に正しく向き合っていないようにも思われる。じっさい、このアプローチそのものが、元来福祉の前提となる個人の状況把握のために生み出されたものであるならば、このことは構造的な帰結とも言えよう。しかし、人間の個としての幸福が共同体において成立し、そこに共同善というよ

---

(23) Sen 2009, 246. There is indeed no particular analytical reason why group capabilities — the military strength of the American nation or game-playing ability of the Chinese — must be excluded a priori from the discourse on justice or injustice in their respective societies, or in the world. 翻訳, 354.

(24) Sen 2009, 246. Ultimately, it is individual valuation on which we would have to draw, while recognizing the profound interdependence of valuations of individuals who interact with each other. 翻訳, 355

り高度な幸福の可能性が見いだされる以上、「他者としての共同体」という視点はきわめて重要である。そして、「他者としての共同体」という視点から捉えられ得る「共同体としてのケイパビリティ」こそ、共同善を可能にするところの自由であり能力である。今後は、人間開発という視点も加味しながら、「共同体のケイパビリティ」について考察を進めていきたい。

## 文献表

- S. T. Aquinas, Thomas , *Summa Theologiae*, ed. Paulinae, Torino: Commerciale Edizioni Paoline, 1988.
- Hirai 2017 Hirai, T. *The Creation of the Human Development Approach*, Cham: Palgrave Macmillan.
- Nussbaum・Rorty 1992 Nussbaum, C. M. and Rorty, A. O. eds., *Essays on Aristotle's De Anima*, Oxford-New York: Oxford University Press, 27-56.
- Nussbaum 1994 Nussbaum, M. C. *The Therapy of Desire: Theory and Practice in Hellenistic Ethics*, Princeton: Princeton University Press.
- Nussbaum 2001 Nussbaum, M. C. *The Fragility of Goodness: Luck and Ethics in Greek Tragedy and Philosophy Revised Edition*, Cambridge-New York: Cambridge University Press.
- Nussbaum 2006 Nussbaum, M. C. *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, London: The Belknap Press of Harvard University Press. 神島裕子訳、2012『正義のフロンティアー障害者・外国人・動物という境界を越えてー』法政大学出版局.
- Robeyns 2005 Robeyns, I., “Sen's Capability Approach and Gender Inequality: Selecting Relevant Capabilities”, Agarwal, B., Humphries, J. and Robeyns, I. eds., *Amartya Sen's Work and Ideas: A Gender Perspective*, Routledge, 63-94.
- Sen 1992 Sen, A. *Inequality Reexamined*, Oxford-New York: Oxford University Press. 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、1999『不平等の再検討ー潜在能力と自由ー』岩波書店.
- Sen 2009 Sen, A. *The Idea of Justice*, London-New York: Penguin Books. 池本幸生訳、2011『正義のアイデア』明石書店.
- 神島 2013 神島裕子『マーサ・ヌスバウムー人間性涵養の哲学ー（中央親書 017）』, 中央公論新社.
- 神島 2015 神島裕子『ポストロールズの正義論ーポッグ・セン・ヌスバウムー』, ミネルヴァ書房.
- 佐々木 2005 佐々木亘『トマス・アキナスの人間論ー個としての人間の超越性ー』, 知泉書館.

- 佐々木 2008 佐々木亘『共同体と共同善ートマス・アキナスの共同体論研究ー』, 知泉書館.
- 佐々木 2018 佐々木亘「他者と共同善ーアキナス正義論の現代的可能性ー」, 『経済社会学会年報』第40号, 107-117.
- 佐々木 2019a 佐々木亘『トマス・アキナスにおける法と正義ー共同体の可能性ー』, 教友社.
- 佐々木 2019b 佐々木亘「ケイパビリティと自然法ーアキナス・セン・ヌスバウムー」, 『経済社会学会年報』第41号, 97-108.
- 佐々木 2020 佐々木亘「ケイパビリティのリストーアキナス・セン・ロビンズー」, 『経済社会学会年報』第42号, 164-166.
- 佐々木 2021 佐々木亘「ケイパビリティと正義ー後藤・ハミルトン・アキナスー」, 『経済社会学会年報』第43号, 114-118.